

令和1年9月

お客さま各位

宮城第一信用金庫

## 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定改定のお知らせ

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和1年10月1日より預金規定を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時において、お取引の目的やお客様に関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。

また、すでにお取引のあるお客様にも、お取引の内容や状況等に応じて、過去にご確認させていただいたお客様の取引の目的やお客様に関する情報等を、営業店窓口や郵送等により再度ご確認させていただく場合がございます。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただくことや、お取引を制限させていただく場合がございます。

なお、改定後の預金規定等は、すでにお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

### 1. 対象となると預金規定等

- ・当座勘定規定
- ・普通預金規定
- ・普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- ・定期性総合口座取引規定
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定 等

### 2. 改定内容

以下の条項を各規定に新設・追加します。

#### (1) 「取引制限」条項の新設

(取引の制限等)

- ① 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等

の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- ② 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- ③ 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

(2) 「解約」条項の一部追加（下線部が追加となります）

(解約等)

次の各項の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、通知により解約する場合は、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金をお支払いいたします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に関する規定に違反した場合
- ③ 日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当金庫に届出している在留期限を経過した場合
- ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

以上